

1. 県税の税率等の変遷

税目	区分	平成29年度	平成30年度					
県民税	個人	均等割	1,000	《平成26年度から令和5年度まで》 1,500				
	個人	所得割	前年所得の	4/100	指定都市の区域内に住所を有する者について、2/100			
	法人	均等割	資本金等の額が50億円を超える法人	800,000				
			資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	540,000				
			資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	130,000				
			資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人	50,000				
			資本金等の額が1千万円以下である法人又は公共法人及び公益法人等	20,000				
	法人	法人税割	標準税率 超過税率	法人税額の	3.2/100 4/100			
	個人	利子割	利子等の額の	5.0/100	利子割 《平成28年1月1日以後支払を受ける利子等より》 特定公社債等の利子等については、利子割の課税対象から除外した上で、配当割の課税対象とする。 法人に係る利子割を廃止し、併せて法人税割額からの利子割額の控除を廃止。			
	個人	配当割	特定配当等の額の	5.0/100				
個人	株式等譲渡所得割	特定株式等譲渡所得金額の	5.0/100					
事業税	個人	事業主控除額	2,900,000					
	個人	第3種事業	第1種事業	前年所得の	5.0/100			
			第2種事業		4.0/100			
			下記以外のもの		5.0/100			
			あん摩業等		3.0/100			
	法人	外形標準課税適用法人	電気、ガス供給業、保険業	収入割	収入割額の	0.9/100	《平成30年4月1日から開始する事業年度より》 ガス中小事業者（規制料金の対象外で、大規模なLNG基地を保有していない中小規模の事業者）については、「上記以外の事業」に移行。	
				付加価値割	付加価値割額の			
				資本割	資本金等の額の			
			上記以外の事業	所得割	所得のうち年400万円以下	0.3/100		《平成28年4月1日から開始する事業年度より》 所得割の引下げと外形標準課税（付加価値割及び資本割）の引上げ
					年400万円超800万円以下	0.5/100		
年800万円超					0.7/100			
3以上の都道府県に事務所等を有する場合の所得	0.7/100							
付加価値割	付加価値額の	1.2/100						
資本割	資本金等の額の	0.5/100						
法人	外形標準課税適用法人以外	電気、ガス供給業、保険業	収入割	収入割額の	0.9/100	《平成30年4月1日から開始する事業年度より》 ガス中小事業者（規制料金の対象外で、大規模なLNG基地を保有していない中小規模の事業者）については、「上記以外の事業」に移行。		
			所得割額	所得金額の				
			所得割	所得のうち年400万円以下	3.4/100			
		普通法人	所得割	年400万円超800万円以下	5.1/100			
				年800万円超	6.7/100			
				資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で、3以上の都道府県に事務所を有する法人の所得	6.7/100			
特別法人	所得割	所得のうち年400万円以下	3.4/100					
		年400万円超	4.6/100					
		資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で、3以上の都道府県に事務所を有する法人	4.6/100					
地方消費税	税率	消費税額の	17/63					
不動産取得税	免税点	土地	100,000					
		家屋	230,000					
		その他	120,000					
		住宅を建築した場合の特例控除（既存住宅控除）	12,000,000	《平成30年3月31日取得分まで》 長期優良住宅の新築は、13,000,000				
		住宅を建築する土地の取得に対する税額控除	45,000					
税率	住宅・土地取得の（特例税率）	4/100	《平成30年3月31日取得分まで》 3/100	《令和3年3月31日取得分まで》 3/100				
その他	不動産の価格の	4/100						
県たばこ税	旧3級品以外のたばこ	1,000本につき	860	《平成30年10月1日より》 930				
	旧3級品の紙巻たばこ	1,000本につき	481	551 656				
ゴルフ場利用税	ゴルフ場（等級）	1級	1,200	1日1人につき				
		2級	1,150					
		3級	1,050					
		4級	950					
		5級	900					
		6級	800					
		7級	750					
		8級	650					
		9級	600					
		10級	500					
		11級	400					
		12級	350					

令和元年度 円	令和2年度 円	令和3年度 円
<令和元年10月1日から開始する事業年度より> 1.0/100 1.8/100		
<令和元年10月1日から開始する事業年度より> 1.0/100	<令和2年4月1日から開始する事業年度より> 電気供給業のうち、発電・小売電気事業を営む法人を対象とした税制改正 0.75/100 0.37/100 0.15/100	
<令和元年10月1日から開始する事業年度より> 0.4/100 0.7/100 1.0/100 1.0/100		
<令和元年10月1日から開始する事業年度より> 1.0/100	<令和2年4月1日から開始する事業年度より> 電気供給業のうち、発電・小売電気事業を営む法人を対象とした税制改正 0.75/100 1.85/100	
<令和元年10月1日から開始する事業年度より> 3.5/100 5.3/100 7.0/100 7.0/100		
<令和元年10月1日から開始する事業年度より> 3.5/100 4.9/100 4.9/100		
<令和元年10月1日より> 22/78		
	《令和4年3月31日取得分まで》 長期優良住宅の新築は、13,000,000	《令和6年3月31日取得分まで》 3/100
<令和元年10月1日より> 930	<令和2年10月1日より> 1,000	<令和3年10月1日より> 1,070

税目	区分	平成29年度	平成30年度
自動車税	乗用車	自家用 (営業用) グリーン化税制 ●軽課対象車 平成29・30年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度に限り軽課 ●重課対象車 平成28年度と同様 ●重課対象車 平成28年度と同様 電気自動車・燃料電池自動車・一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車・プラグインハイブリッド自動車・一定の排出ガス性能を満たすクリーンディーゼル乗用車・★★★★★又は★★★★★かつ令和2年度燃費基準30%向上達成車 ⇒通常税率の概ね75%軽減 ★★★★★又は★★★★★かつ令和2年度燃費基準10%向上達成車 ⇒通常税率の概ね50%軽減 ★★★★★ : 「17年排出ガス基準75%低減達成車」又は「30年排出ガス基準50%低減達成車」 ★★★★★ : 「30年排出ガス基準75%低減達成車」 ●重課対象車 次の年度を経過した自動車は、経過した翌年度から重課(低公害車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗用バス、スクールバス及び被けん引車を除く) 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 新車新規登録から13年を経過したガソリン車、LPG車 ⇒通常税率の概ね15%重課(バス、トラック等は概ね10%重課)	グリーン化税制 ●軽課対象車 平成29年度と同様 ●重課対象車 平成28年度と同様
	総排気量が1L以下	29,500 (7,500)	
	" 1L~1.5L	34,500 (8,500)	
	" 1.5L~2L	39,500 (9,500)	
	" 2L~2.5L	45,000 (13,800)	
	" 2.5L~3L	51,000 (15,700)	
	" 3L~3.5L	58,000 (17,900)	
	" 3.5L~4L	66,500 (20,500)	
	" 4L~4.5L	76,500 (23,600)	
	" 4.5L~6L	88,000 (27,200)	
	" 6L超	111,000 (40,700)	
	トラック	自家用 (営業用) ★★★★★又は★★★★★かつ令和2年度燃費基準10%向上達成車 ⇒通常税率の概ね50%軽減 ★★★★★ : 「17年排出ガス基準75%低減達成車」又は「30年排出ガス基準50%低減達成車」 ★★★★★ : 「30年排出ガス基準75%低減達成車」 ●重課対象車 次の年度を経過した自動車は、経過した翌年度から重課(低公害車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗用バス、スクールバス及び被けん引車を除く) 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 新車新規登録から13年を経過したガソリン車、LPG車 ⇒通常税率の概ね15%重課(バス、トラック等は概ね10%重課)	
	最大積載量が1t以下	8,000 (6,500)	
	" が1t超2t以下	11,500 (9,000)	
	" が2t超3t以下	16,000 (12,000)	
	" が3t超4t以下	20,500 (15,000)	
	" が4t超5t以下	25,500 (18,500)	
	" が5t超6t以下	30,000 (22,000)	
	" が6t超7t以下	35,000 (25,500)	
	" が7t超8t以下	40,500 (29,500)	
	" が8t超	8tを超える部分1tまでごとに6,300円(4,700円)を加算した額	
	貨客用車	自家用 (営業用)	
	次の額を加算	5,200 (3,700)	
	1L~1.5L	6,300 (4,700)	
	1.5L超	8,000 (6,300)	
	けん引車	自家用 (営業用)	
	小型自動車	10,200 (7,500)	
	普通自動車	20,600 (15,100)	
	被けん引車	自家用 (営業用)	
	小型自動車	5,300 (3,900)	
8t以下	10,200 (7,500)		
普通自動車	8tを超える部分1tまでごとに5,100円(3,800円)を加算した額		
バス	自家用 (営業用) (一般乗用)		
乗車定員が30人以下	33,000 (26,500)		
30人超40人以下	41,000 (32,000)		
40人超50人以下	49,000 (38,000)		
50人超60人以下	57,000 (44,000)		
60人超70人以下	65,500 (50,500)		
70人超80人以下	74,000 (57,000)		
80人超	83,000 (64,000)		
小型三輪	自家用 (営業用)		
特種用途車	自家用 (営業用)		
運送用(最大積載量の定めあり)	自家用 (営業用)		
最大積載量が1t以下	8,000 (6,500)		
" が1t超2t以下	11,500 (9,000)		
" が2t超3t以下	16,000 (12,000)		
" が3t超4t以下	20,500 (15,000)		
" が4t超5t以下	25,500 (18,500)		
" が5t超6t以下	30,000 (22,000)		
" が6t超7t以下	35,000 (25,500)		
" が7t超8t以下	40,500 (29,500)		
" が8t超	8tを超える部分1tまでごとに6,300円(4,700円)を加算した額		
運送用(最大積載量の定めなし)	自家用 (営業用)		
普通自動車	11,500 (9,000)		
総排気量 3L以下	20,500 (15,000)		
" 3L超6L以下	30,000 (22,000)		
" 6L超9L以下	40,500 (29,500)		
" 9L超12L以下	53,100 (38,900)		
" 12L超15L以下	65,700 (48,300)		
" 15L超	11,500 (9,000)		
小型自動車	11,500 (9,000)		
作業用	自家用 (営業用)		
普通自動車	11,500 (9,000)		
総排気量 3L以下	20,500 (15,000)		
" 3L超6L以下	30,000 (22,000)		
" 6L超9L以下	40,500 (29,500)		
" 9L超12L以下	53,100 (38,900)		
" 12L超15L以下	65,700 (48,300)		
" 15L超	11,500 (9,000)		
小型自動車	11,500 (9,000)		

令和元年度 円	令和2年度 円	令和3年度 円																																	
<p>《令和元年10月1日より「自動車税（種別割）」に名称変更》</p> <p>●<b>自家用</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>車種</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽自動車（軽自動車）</td> <td>25,500</td> <td>25,500</td> </tr> <tr> <td>1.1L～1.3L</td> <td>24,500</td> <td>23,500</td> </tr> <tr> <td>1.4L～1.6L</td> <td>28,500</td> <td>28,500</td> </tr> <tr> <td>1.7L～1.9L</td> <td>44,500</td> <td>44,500</td> </tr> <tr> <td>2.0L～2.2L</td> <td>57,500</td> <td>57,500</td> </tr> <tr> <td>2.3L～2.5L</td> <td>58,500</td> <td>57,500</td> </tr> <tr> <td>2.6L～2.8L</td> <td>64,500</td> <td>65,500</td> </tr> <tr> <td>2.9L～3.1L</td> <td>74,500</td> <td>75,500</td> </tr> <tr> <td>3.2L～3.4L</td> <td>84,500</td> <td>87,500</td> </tr> <tr> <td>3.5L</td> <td>111,000</td> <td>114,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>グリーン化税制</p> <p>●<b>軽課対象車</b> 令和元・2年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度に限り軽減</p> <p>電気自動車・燃料電池自動車・一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車・プラグインハイブリッド自動車・一定の排出ガス性能を満たすクリーンディーゼル乗用車・★★★★★又は★★★★★かつ令和2年度燃費基準30%向上達成車 ⇒通常税率の概ね75%軽減</p> <p>★★★★★又は★★★★★かつ令和2年度燃費基準10%向上達成車 ⇒通常税率の概ね50%軽減</p> <p>★★★★★：「17年排出ガス基準75%低減達成車」又は「30年排出ガス基準50%低減達成車」 ★★★★★：「30年排出ガス基準75%低減達成車」</p> <p>●<b>重課対象車</b> 平成28年度と同様</p>	車種	令和元年度	令和2年度	軽自動車（軽自動車）	25,500	25,500	1.1L～1.3L	24,500	23,500	1.4L～1.6L	28,500	28,500	1.7L～1.9L	44,500	44,500	2.0L～2.2L	57,500	57,500	2.3L～2.5L	58,500	57,500	2.6L～2.8L	64,500	65,500	2.9L～3.1L	74,500	75,500	3.2L～3.4L	84,500	87,500	3.5L	111,000	114,000	<p>●<b>自家用</b> 令和元年度と同様</p> <p>グリーン化税制</p> <p>●<b>軽課対象車</b> 令和元年度と同様</p> <p>●<b>重課対象車</b> 平成29年度と同様</p>	<p>●<b>自家用</b> 令和元年度と同様</p> <p>グリーン化税制</p> <p>●<b>軽課対象車</b> 令和3・4年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度に限り軽減</p> <p>○電気自動車・燃料電池自動車・プラグインハイブリッド自動車・一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車⇒通常税率の概ね75%軽減</p> <p>○営業用乗用車のうち、平成17年排出ガス基準75%低減以上達成車又は平成30年排出ガス基準50%以上達成しているガソリン・LPG車について、 ①令和12年度基準90%達成車かつ令和2年度基準達成 ⇒ 概ね75%軽減 ②令和12年度基準70%達成車かつ令和2年度基準達成 ⇒ 概ね50%軽減</p> <p>○営業用乗用車のうち、平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準適合のクリーンディーゼル乗用車（ハイブリッド車を含む）について、 ①令和12年度基準90%達成車かつ令和2年度基準達成 ⇒ 概ね75%軽減 ②令和12年度基準70%達成車かつ令和2年度基準達成 ⇒ 概ね50%軽減</p> <p>●<b>重課対象車</b> 平成29年度と同様</p>
車種	令和元年度	令和2年度																																	
軽自動車（軽自動車）	25,500	25,500																																	
1.1L～1.3L	24,500	23,500																																	
1.4L～1.6L	28,500	28,500																																	
1.7L～1.9L	44,500	44,500																																	
2.0L～2.2L	57,500	57,500																																	
2.3L～2.5L	58,500	57,500																																	
2.6L～2.8L	64,500	65,500																																	
2.9L～3.1L	74,500	75,500																																	
3.2L～3.4L	84,500	87,500																																	
3.5L	111,000	114,000																																	

税目	区分	平成29年度	平成30年度
自動車税 (特殊用途車)	被けん引車(最大積載量の定めあり)		
	普通自動車	自家用(営業用) 10,200(7,500)	
	最大積載量8t以下	8tを超える部分1tまでごとに 5,100円(3,800円)を加算した額	
	最大積載量8t超		
	小型自動車		
	最大積載量4t以下	5,300(3,900)	
	最大積載量4t超	10,200(7,500)	
	被けん引車(最大積載量の定めなし)	自家用(営業用)	
	普通自動車	10,200(7,500)	
	小型自動車	5,300(3,900)	
	その他	自家用(営業用)	
	総排気量が1L以下		キャンピング車 23,600
	" 1L~1.5L		27,600
	" 1.5L~2L		31,600
	" 2L~2.5L		36,000
" 2.5L~3L	普通自動車 25,500(18,500)	40,800	
" 3L~3.5L	四輪の小型自動車 16,000(12,300)	46,400	
" 3.5L~4L		53,200	
" 4L~4.5L		61,200	
" 4.5L~6L		70,400	
" 6L超		88,800	
三輪の小型自動車	6,000(4,500)		
鉱区税	砂鉱を目的としない鉱区		
	試験百アール	200	
	採掘百アール	400	
	砂鉱を目的とする鉱区		(川床に存するものについては、千メートルごとに600 附則税率)
	試験百アール	200	
	石油又は可燃天然ガスを目的とする鉱区		
試験百アール	200×2/3		
採掘百アール	400×2/3		
固定資産税	大規模償却資産	1.4/100	
狩猟税	第一種(空気銃以外の銃器)狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で次の者以外のもの	16,500	有害鳥獣捕獲従事者確保のための措置(平成31年3月31日までの登録に限る) ・対象鳥獣捕獲員に対する課税免除 対象鳥獣捕獲員に任命された鳥獣対策実施隊員が狩猟者登録した場合、狩猟税が免除される。
	第一種(空気銃以外の銃器)狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で当該年度の県民税の所得割額の納付を要しない者	11,000	・認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に対する課税免除 捕獲許可を受けた認定鳥獣捕獲等事業者の従事者(従事者証の交付を受けた者)が狩猟者登録をした場合、狩猟税が免除される。
	網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で次の者以外のもの	8,200	・許可捕獲者の従事者に対する軽減 狩猟者登録の申請をする前1年以内の期間に、鳥獣保護管理法の許可を受け捕獲等を行った場合、税率が2分の1に軽減される。前年度に本軽減措置を受け、新年度に引き続き同軽減措置を受ける場合、前年度登録後の許可捕獲の従事実績が必要となる。
	網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で当該年度の県民税の所得割額の納付を要しない者	5,500	
	第二種(空気銃)狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者	5,500	
自動車取得税	免税点	本則 150,000 暫定 500,000	自動車取得税額の時限的軽減措置(平成29年4月1日から平成31年3月31日)(新車) ・全額免除適用車 電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車(「21年排出ガス規制10%以上低減車」又は「30年排出ガス規制適合車」) プラグインハイブリッド自動車 グリーンディーゼル乗用車(「21年排出ガス規制適合車」又は「30年排出ガス規制適合車」) ※その他軽減措置適用車については別表(1)自動車取得税の軽減税率の変せん参照(中古車)
	営業車及び軽自動車	本則税率 3/100 暫定税率 2/100	・45万円を課税標準額から控除 電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車(「21年排出ガス規制10%以上低減車」又は「30年排出ガス規制適合車」) プラグインハイブリッド自動車 グリーンディーゼル乗用車(「21年排出ガス規制適合車」又は「30年排出ガス規制適合車」) ※その他控除適用車については別表(2)自動車取得税の
	自家用車	3/100	

令和元年度	令和2年度	令和3年度																																	
円	円	円																																	
<p>●キャンピング車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年9月30日以前に 初回登録費用を支けたもの</th> <th>令和元年10月1日以降に 初回登録費用を支けたもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総排気量が1L以下</td> <td>23,600</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td># 1L～1.5L</td> <td>27,600</td> <td>24,400</td> </tr> <tr> <td># 1.5L～2L</td> <td>31,600</td> <td>28,800</td> </tr> <tr> <td># 2L～2.5L</td> <td>36,000</td> <td>34,800</td> </tr> <tr> <td># 2.5L～3L</td> <td>40,800</td> <td>40,000</td> </tr> <tr> <td># 3L～3.5L</td> <td>46,400</td> <td>45,600</td> </tr> <tr> <td># 3.5L～4L</td> <td>53,200</td> <td>52,400</td> </tr> <tr> <td># 4L～4.5L</td> <td>61,200</td> <td>60,400</td> </tr> <tr> <td># 4.5L～6L</td> <td>70,400</td> <td>69,600</td> </tr> <tr> <td># 6L超</td> <td>88,800</td> <td>88,000</td> </tr> </tbody> </table>		令和元年9月30日以前に 初回登録費用を支けたもの	令和元年10月1日以降に 初回登録費用を支けたもの	総排気量が1L以下	23,600	20,000	# 1L～1.5L	27,600	24,400	# 1.5L～2L	31,600	28,800	# 2L～2.5L	36,000	34,800	# 2.5L～3L	40,800	40,000	# 3L～3.5L	46,400	45,600	# 3.5L～4L	53,200	52,400	# 4L～4.5L	61,200	60,400	# 4.5L～6L	70,400	69,600	# 6L超	88,800	88,000	●キャンピング車 令和元年度と同様	●キャンピング車 令和元年度と同様
	令和元年9月30日以前に 初回登録費用を支けたもの	令和元年10月1日以降に 初回登録費用を支けたもの																																	
総排気量が1L以下	23,600	20,000																																	
# 1L～1.5L	27,600	24,400																																	
# 1.5L～2L	31,600	28,800																																	
# 2L～2.5L	36,000	34,800																																	
# 2.5L～3L	40,800	40,000																																	
# 3L～3.5L	46,400	45,600																																	
# 3.5L～4L	53,200	52,400																																	
# 4L～4.5L	61,200	60,400																																	
# 4.5L～6L	70,400	69,600																																	
# 6L超	88,800	88,000																																	
有害鳥獣捕獲従事者確保のための措置を令和6年3月31日まで延長。																																			
<p>&lt;令和元年9月30日取得分までで廃止&gt;</p> <p>自動車取得税額の時限的軽減措置 (平成31年4月1日から令和元年9月30日) (新車)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全額免除適用車 <ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車</li> <li>燃料電池自動車</li> <li>天然ガス自動車 (「21年排出ガス規制10%以上低減車」又は「30年排出ガス規制適合車」)</li> <li>プラグインハイブリッド自動車</li> <li>グリーンディーゼル乗用車 (「21年排出ガス規制適合車」又は「30年排出ガス規制適合車」)</li> </ul> </li> <li>※その他軽減措置適用車については別表(1)自動車取得税の軽減税率の変せん参照</li> <li>(中古車) <ul style="list-style-type: none"> <li>・45万円を課税標準額から控除 <ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車</li> <li>燃料電池自動車</li> <li>天然ガス自動車 (「21年排出ガス規制10%以上低減車」又は「30年排出ガス規制適合車」)</li> <li>プラグインハイブリッド自動車</li> <li>グリーンディーゼル乗用車 (「21年排出ガス規制適合車」又は「30年排出ガス規制適合車」)</li> </ul> </li> <li>※その他控除適用車については別表(2)自動車取得税の課税標準控除額の変せん参照</li> </ul> </li> </ul>																																			

税目	区分	平成29年度	平成30年度
		円	円
自動車税 (環境性能別)	免税点		
	電気自動車等	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車等</li> <li>電気自動車</li> <li>燃料電池自動車</li> <li>天然ガス自動車(平成30年排出ガス適合基準又は平成21年排出ガス基準からNOx 10%低減達成)</li> <li>プラグインハイブリッド車</li> <li>クリーンディーゼル車(平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準適合)</li> </ul>	
	ガソリン自動車・LPG自動車 (ハイブリッド自動車を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>★★★★: 「平成17年排ガス基準75%低減」又は 「平成30年排ガス基準50%低減」</li> <li>★★★: 「平成17年排ガス基準50%低減」又は 「平成30年排ガス基準25%低減」</li> </ul>	
	乗用車		
	車両重量2.5t以下のバス・トラック		
	車両重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック		
ディーゼル自動車(ハイブリッド自動車を含む)		平成30年排出ガス適合基準等: 平成30年排出ガス適合基準又は平成21年排出ガス基準	
車両重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック			
車両重量3.5t超のバス・トラック		平成28年排出ガス適合基準等: 平成28年排出ガス適合基準又は平成21年排出ガス基準	
軽油引取税	1キロリットル当たり	本則税率 15,000 特例税率 32,100 (法律で定める日まで)	

令和元年度	令和2年度	令和3年度	
円	円	円	
500,000 ( )内は営業用		( )内は営業用 臨時的軽減措置 (～R3.12.31) 適用中の税率で記載	
非課税 (非課税)	令和元年度と同様	令和元年度と同様	
	令和元年度と同様	税率 (～R3.12.31)      税率 (R4.1.1～)	
★★★★かつ 令和2年度燃費基準+20%達成	非課税 (非課税)	★★★★かつ 令和12年度燃費基準85%達成 または令和2年度燃費基準123%達成	非課税 (非課税)      非課税 (非課税)
★★★★かつ 令和2年度燃費基準+10%達成	非課税 (非課税)	★★★★かつ 令和12年度燃費基準75%達成 または令和2年度燃費基準109%達成	非課税 (非課税)      1.0/100 (非課税)
★★★★かつ 令和2年度燃費基準達成	1.0/100 (0.5/100)	★★★★かつ 令和12年度燃費基準65%達成 または令和2年度燃費基準達成	1.0/100 (0.5/100)      2.0/100 (0.5/100)
★★★★かつ 27年度燃費基準+10%達成	2.0/100 (1.0/100)	★★★★かつ 令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2 年度燃費基準達成 または令和2年度燃費基準達成	2.0/100 (1.0/100)      2.0/100 (1.0/100)
上記以外	2.0/100 (2.0/100)	上記以外	2.0/100 (2.0/100)      3.0/100 (2.0/100)
★★★★かつ 27年度燃費基準+20%達成	非課税 (非課税)	★★★★かつ 令和2年度燃費基準+5%達成バス または、★★★★かつ 27年度燃費基準+25%達成トラック	非課税 (非課税)      非課税 (非課税)
★★★★かつ 27年度燃費基準+15%達成	1.0/100 (0.5/100)	★★★★かつ 令和2年度燃費基準達成バス または、★★★★かつ 27年度燃費基準+20%達成トラック	1.0/100 (0.5/100)      1.0/100 (0.5/100)
★★★★かつ 27年度燃費基準+10%達成	2.0/100 (1.0/100)	★★★★かつ 27年度燃費基準+15%達成	2.0/100 (1.0/100)      2.0/100 (1.0/100)
上記以外	3.0/100 (2.0/100)	上記以外	3.0/100 (2.0/100)      3.0/100 (2.0/100)
★★★★かつ 27年度燃費基準+10%達成 または ★★★★かつ 27年度燃費基準+15%達成	非課税 (非課税)	・★★★★かつ 令和2年度燃費基準達成バス ・★★★★かつ 27年度燃費基準+15%達成 ・★★★★かつ 27年度燃費基準+20%達成トラック ・★★★★かつ 令和2年度燃費基準達成バス	非課税 (非課税)      非課税 (非課税)
★★★★かつ 27年度燃費基準+5%達成 または ★★★★かつ 27年度燃費基準+10%達成	1.0/100 (0.5/100)	★★★★かつ 27年度燃費基準+10%達成 または、★★★★かつ 27年度燃費基準+15%達成	1.0/100 (0.5/100)      1.0/100 (0.5/100)
★★★★かつ 27年度燃費基準達成 または ★★★★かつ 27年度燃費基準+5%達成	2.0/100 (1.0/100)	★★★★かつ 27年度燃費基準+5%達成 または、★★★★かつ 27年度燃費基準+10%達成	2.0/100 (1.0/100)      2.0/100 (1.0/100)
上記以外	3.0/100 (2.0/100)	上記以外	3.0/100 (2.0/100)      3.0/100 (2.0/100)
30年排出ガス適合基準等達成か つ 27年度燃費基準+10%達成 または 21年排出ガス基準適合かつ 27年度燃費基準+15%達成	非課税 (非課税)	・30年排出ガス適合基準等達成または 21年排出ガス基準10%低減 +令和2年度燃費基準達成バス ・30年排出ガス適合基準等達成または 21年排出ガス基準10%低減 +27年度燃費基準+15%達成	非課税 (非課税)      非課税 (非課税)
30年排出ガス適合基準等達成か つ 27年度燃費基準+5%達成 または 21年排出ガス基準適合かつ 27年度燃費基準+10%達成	1.0/100 (0.5/100)	・21年排出ガス基準適合かつ 令和2年度燃費基準達成バス ・21年排出ガス基準適合かつ 27年度燃費基準+20%達成トラック	非課税 (非課税)      非課税 (非課税)
30年排出ガス適合基準等達成か つ 27年度燃費基準達成 または 21年排出ガス基準適合かつ 27年度燃費基準+5%達成	2.0/100 (1.0/100)	・30年排出ガス適合基準等達成または 21年排出ガス基準10%低減 +27年度燃費基準+10%達成 ・21年排出ガス基準適合かつ 27年度燃費基準+15%達成	1.0/100 (0.5/100)      1.0/100 (0.5/100)
上記以外	3.0/100 (2.0/100)	上記以外	3.0/100 (2.0/100)      3.0/100 (2.0/100)
28年排出ガス適合基準等達成か つ 27年度燃費基準+10%達成 または 21年排出ガス基準適合かつ 27年度燃費基準+15%達成 28年排出ガス適合基準等達成か つ 27年度燃費基準+5%達成 または 21年排出ガス基準適合かつ 27年度燃費基準+10%達成	非課税 (非課税)	28年度排出ガス基準適合または 21年排出ガス基準10%低減 かつ27年度燃費基準+10%達成	非課税 (非課税)      非課税 (非課税)
27年度燃費基準+5%達成 または 21年排出ガス基準適合かつ 27年度燃費基準+10%達成	1.0/100 (0.5/100)	28年度排出ガス基準適合または 21年排出ガス基準10%低減 かつ27年度燃費基準+5%達成	1.0/100 (0.5/100)      1.0/100 (0.5/100)
27年度燃費基準達成 または 21年排出ガス基準適合かつ 27年度燃費基準+5%達成	2.0/100 (1.0/100)	28年度排出ガス基準適合または 21年排出ガス基準10%低減 かつ27年度燃費基準達成	2.0/100 (1.0/100)      2.0/100 (1.0/100)
上記以外	3.0/100 (2.0/100)	上記以外	3.0/100 (2.0/100)      3.0/100 (2.0/100)



(1) 自動車取得税の軽減率の変遷 (新車)

A 乗用車

軽減率	平成27～28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	排ガス要件	燃費要件	排ガス要件	燃費要件	排ガス要件	燃費要件	排ガス要件	燃費要件
非課税	★★★★★	令和2年度燃費基準+20%達成	★★★★★ 又は ★★★★★★	令和2年度燃費基準+40%達成 又は 令和2年度燃費基準+30%達成	★★★★★ 又は ★★★★★★	令和2年度燃費基準+50%達成 又は 令和2年度燃費基準+40%達成	★★★★★ 又は ★★★★★★	令和2年度燃費基準+50%達成 又は 令和2年度燃費基準+40%達成
80%軽減 (～30年度) 50%軽減 (元年度～)	★★★★★	令和2年度燃費基準+10%達成	-	-	★★★★★ 又は ★★★★★★	令和2年度燃費基準+30%達成	★★★★★ 又は ★★★★★★	令和2年度燃費基準+30%達成
60%軽減 (～30年度) 50%軽減 (元年度～)	★★★★★	令和2年度燃費基準達成	★★★★★ 又は ★★★★★★	令和2年度燃費基準+20%達成	★★★★★ 又は ★★★★★★	令和2年度燃費基準+20%達成	★★★★★ 又は ★★★★★★	令和2年度燃費基準+20%達成
40%軽減 (～30年度) 25%軽減 (元年度～)	★★★★★	27年度燃費基準+10%達成	★★★★★ 又は ★★★★★★	令和2年度燃費基準+10%達成	★★★★★ 又は ★★★★★★	令和2年度燃費基準+10%達成	★★★★★ 又は ★★★★★★	令和2年度燃費基準+10%達成
20%軽減	★★★★★	27年度燃費基準+5%達成	★★★★★ 又は ★★★★★★	令和2年度燃費基準達成 又は 27年度燃費基準+10%達成	★★★★★ 又は ★★★★★★	令和2年度燃費基準達成	★★★★★ 又は ★★★★★★	令和2年度燃費基準達成

★★★★★：「平成17年排ガス規制75%低減」又は「平成30年排ガス規制50%低減」

★★★★★★：「平成30年排ガス規制75%低減」

(平成29年度税制改正により「平成30年排ガス規制75%低減」及び「平成30年排ガス規制50%低減」を創設)

(令和2年度燃費基準については、平成32年度燃費基準と同様)

B バス・トラック2.5t以下 (ガソリン車 (ハイブリッド車を含む))

軽減率	平成27～28年度		平成29～元年度	
	排ガス要件	燃費要件	排ガス要件	燃費要件
非課税	★★★★★	27年度燃費基準+25%達成	★★★★★又は ★★★★★★	27年度燃費基準+25%達成
80%軽減	★★★★★	27年度燃費基準+20%達成	★★★★★又は ★★★★★★	27年度燃費基準+20%達成
60%軽減	★★★★★	27年度燃費基準+15%達成	★★★★★又は ★★★★★★	27年度燃費基準+15%達成
40%軽減	★★★★★	27年度燃費基準+10%達成	★★★★★又は ★★★★★★	27年度燃費基準+10%達成
20%軽減	★★★★★	27年度燃費基準+5%達成	★★★★★又は ★★★★★★	27年度燃費基準+5%達成

★★★★★：「平成17年排ガス規制75%低減」又は「平成30年排ガス規制50%低減」

★★★★★★：「平成30年排ガス規制75%低減」

(平成29年度税制改正により「平成30年排ガス規制75%低減」及び「平成30年排ガス規制50%低減」を創設)

C バス・トラック2.5t超3.5t以下（ガソリン車（ハイブリッド車を含む））

軽減率	平成27～28年度		平成29～30年度		令和元年度	
	排ガス要件	燃費要件	排ガス要件	燃費要件	排ガス要件	燃費要件
非課税	★★★★	27年度燃費基準+15%達成	★★★★又は★★★★★	27年度燃費基準+15%達成	★★★★又は★★★★★	27年度燃費基準+15%達成
80%軽減 (27～28年度) 75%軽減 (29～元年度)	★★★★	27年度燃費基準+10%達成	★★★★又は★★★★★	27年度燃費基準+10%達成	★★★★又は★★★★★	27年度燃費基準+10%達成
	★★★	27年度燃費基準+15%達成	★★★	27年度燃費基準+15%達成	★★★	27年度燃費基準+15%達成
60%軽減 (27～28年度) 50%軽減 (29～元年度)	★★★★	27年度燃費基準+5%達成	★★★★又は★★★★★	27年度燃費基準+5%達成	★★★★又は★★★★★	27年度燃費基準+5%達成
	★★★	27年度燃費基準+10%達成	★★★	27年度燃費基準+10%達成	★★★	27年度燃費基準+10%達成
40%軽減 (27～28年度) 25%軽減 (29～30年度)	★★★★	27年度燃費基準達成	★★★★又は★★★★★	27年度燃費基準達成	-	-
	★★★	27年度燃費基準+5%達成	★★★	27年度燃費基準+5%達成		

★★★★：「平成17年排ガス規制50%低減」又は「平成30年排ガス規制25%低減」

★★★★★：「平成17年排ガス規制75%低減」又は「平成30年排ガス規制50%低減」

★★★★★：「平成30年排ガス規制75%低減」

(平成29年度税制改正により「平成30年排ガス規制75%低減」、「平成30年排ガス規制50%低減」及び「平成30年排ガス規制25%低減」を創設)

D バス・トラック2.5t超3.5t以下（ディーゼル車（ハイブリッド車を含む））

軽減率	平成27～28年度		平成29～30年度		令和元年度	
	排ガス要件	燃費要件	排ガス要件	燃費要件	排ガス要件	燃費要件
非課税	21年排出ガス規制+10%低減適合	27年度燃費基準+15%達成	21年排出ガス規制+10%低減適合 30年排出ガス規制適合(※)	27年度燃費基準+15%達成	21年排出ガス規制+10%低減適合 30年排出ガス規制適合(※)	27年度燃費基準+15%達成
80%軽減 (27～28年度) 75%軽減 (29～元年度)	21年排出ガス規制+10%低減適合	27年度燃費基準+10%達成	21年排出ガス規制+10%低減適合 30年排出ガス規制適合(※)	27年度燃費基準+10%達成	21年排出ガス規制+10%低減適合 30年排出ガス規制適合(※)	27年度燃費基準+10%達成
	21年排出ガス規制適合	27年度燃費基準+15%達成	21年排出ガス規制適合	27年度燃費基準+15%達成	21年排出ガス規制適合	27年度燃費基準+15%達成
60%軽減 (27～28年度) 50%軽減 (29～元年度)	21年排出ガス規制+10%低減適合	27年度燃費基準+5%達成	21年排出ガス規制+10%低減適合 30年排出ガス規制適合(※)	27年度燃費基準+5%達成	21年排出ガス規制+10%低減適合 30年排出ガス規制適合(※)	27年度燃費基準+5%達成
	21年排出ガス規制適合	27年度燃費基準+10%達成	21年排出ガス規制適合	27年度燃費基準+10%達成	21年排出ガス規制適合	27年度燃費基準+10%達成
40%軽減 (27～28年度) 25%軽減 (29～30年度)	21年排出ガス規制+10%低減適合	27年度燃費基準達成	21年排出ガス規制+10%低減適合 30年排出ガス規制適合(※)	27年度燃費基準達成	-	-
	21年排出ガス規制適合	27年度燃費基準+5%達成	21年排出ガス規制適合	27年度燃費基準+5%達成		

(※)平成29年度税制改正により創設

E バス・トラック3.5t超（ディーゼル車（ハイブリッド車を含む））

軽減率	平成27～28年度		平成29～30年度		令和元年度	
	排ガス要件	燃費要件	排ガス要件	燃費要件	排ガス要件	燃費要件
非課税	21年排出ガス規制+10%低減適合 28年排出ガス規制適合(※)	27年度燃費基準+15%達成	21年排出ガス規制+10%低減適合 28年排出ガス規制適合(※)	27年度燃費基準+15%達成	21年排出ガス規制+10%低減適合 28年排出ガス規制適合(※)	27年度燃費基準+15%達成
80%軽減 (27～28年度) 75%軽減 (29～元年度)	21年排出ガス規制+10%低減適合 28年排出ガス規制適合(※)	27年度燃費基準+10%達成	21年排出ガス規制+10%低減適合 28年排出ガス規制適合(※)	27年度燃費基準+10%達成	21年排出ガス規制+10%低減適合 28年排出ガス規制適合(※)	27年度燃費基準+10%達成
	21年排出ガス規制適合	27年度燃費基準+15%達成	-	-	-	-
60%軽減 (27～28年度) 50%軽減 (29～元年度)	21年排出ガス規制+10%低減適合 28年排出ガス規制適合(※)	27年度燃費基準+5%達成	21年排出ガス規制+10%低減適合 28年排出ガス規制適合(※)	27年度燃費基準+5%達成	21年排出ガス規制+10%低減適合 28年排出ガス規制適合(※)	27年度燃費基準+5%達成
	21年排出ガス規制適合	27年度燃費基準+10%達成	-	-	-	-
40%軽減 (27～28年度) 25%軽減 (29～30年度)	21年排出ガス規制+10%低減適合 28年排出ガス規制適合(※)	27年度燃費基準達成	21年排出ガス規制+10%低減適合 28年排出ガス規制適合(※)	27年度燃費基準達成	-	-
	21年排出ガス規制適合	27年度燃費基準+5%達成	-	-		

(※)平成28年度税制改正により創設

(2) 自動車取得税の課税標準控除額の変遷 (中古車)

A 乗用車 (ガソリン車・LPG車 (ハイブリッド車を含む))

軽減率	平成25～26年度		平成27～28年度		平成29年度		平成30～令和元年度	
	排ガス要件	燃費要件	排ガス要件	燃費要件	排ガス要件	燃費要件	排ガス要件	燃費要件
45万円	★★★★★	27年度燃費基準+20%達成	★★★★★	令和2年度燃費基準+20%達成	★★★★★ 又は ★★★★★★	令和2年度燃費基準+40%達成 令和2年度燃費基準+30%達成	★★★★★ 又は ★★★★★★	令和2年度燃費基準+50%達成 令和2年度燃費基準+40%達成
35万円 (27～28年度、 30～元年度) 30万円 (25～26年度)	★★★★★	27年度燃費基準+10%達成	★★★★★	令和2年度燃費基準+10%達成	-	-	★★★★★ 又は ★★★★★★	令和2年度燃費基準+30%達成
25万円	-	-	★★★★★	令和2年度燃費基準達成	★★★★★ 又は ★★★★★★	令和2年度燃費基準+20%達成	★★★★★ 又は ★★★★★★	令和2年度燃費基準+20%達成
15万円	★★★★★	27年度燃費基準達成	★★★★★	27年度燃費基準+10%達成	★★★★★ 又は ★★★★★★	令和2年度燃費基準+10%達成	★★★★★ 又は ★★★★★★	令和2年度燃費基準+10%達成
5万円	-	-	★★★★★	27年度燃費基準+5%達成	★★★★★ 又は ★★★★★★	令和2年度燃費基準達成 27年度燃費基準+10%達成	★★★★★ 又は ★★★★★★	令和2年度燃費基準達成

★★★★★：「平成17年排ガス規制75%低減」又は「平成30年排ガス規制50%低減」

★★★★★★：「平成30年排ガス規制75%低減」

(平成29年度税制改正により「平成30年排ガス規制75%低減」及び「平成30年排ガス規制50%低減」を創設)

(令和2年度燃費基準については、平成32年度燃費基準と同様)

B バス・トラック2.5t以下 (ガソリン車 (ハイブリッド車を含む))

軽減率	平成25～26年度		平成27～28年度		平成29～令和元年度	
	排ガス要件	燃費要件	排ガス要件	燃費要件	排ガス要件	燃費要件
45万円	★★★★★	27年度燃費基準+20%達成	★★★★★	27年度燃費基準+25%達成	★★★★★ 又は ★★★★★★	27年度燃費基準+25%達成
35万円 (27～元年度) 30万円 (25～26年度)	★★★★★	27年度燃費基準+10%達成	★★★★★	27年度燃費基準+20%達成	★★★★★ 又は ★★★★★★	27年度燃費基準+20%達成
25万円	-	-	★★★★★	27年度燃費基準+15%達成	★★★★★ 又は ★★★★★★	27年度燃費基準+15%達成
15万円	★★★★★	27年度燃費基準達成	★★★★★	27年度燃費基準+10%達成	★★★★★ 又は ★★★★★★	27年度燃費基準+10%達成
5万円	-	-	★★★★★	27年度燃費基準+5%達成	★★★★★ 又は ★★★★★★	27年度燃費基準+5%達成

★★★★★：「平成17年排ガス規制75%低減」又は「平成30年排ガス規制50%低減」

★★★★★★：「平成30年排ガス規制75%低減」

(平成29年度税制改正により「平成30年排ガス規制75%低減」及び「平成30年排ガス規制50%低減」を創設)

C バス・トラック2.5t超3.5t以下（ガソリン車（ハイブリッド車を含む））

軽減率	平成25～26年度		平成27～28年度		平成29～令和元年度	
	排ガス要件	燃費要件	排ガス要件	燃費要件	排ガス要件	燃費要件
45万円	★★★★	27年度燃費基準+10%達成	★★★★	27年度燃費基準+15%達成	★★★★★ 又は ★★★★★★	27年度燃費基準+15%達成
35万円 (27～元年度) 30万円 (25～26年度)	★★★★	27年度燃費基準+5%達成	★★★★	27年度燃費基準+10%達成	★★★★★ 又は ★★★★★★	27年度燃費基準+10%達成
	★★★	27年度燃費基準+10%達成	★★★	27年度燃費基準+15%達成	★★★	27年度燃費基準+15%達成
25万円	-	-	★★★★	27年度燃費基準+5%達成	★★★★★ 又は ★★★★★★	27年度燃費基準+5%達成
	-	-	★★★	27年度燃費基準+10%達成	★★★	27年度燃費基準+10%達成
15万円	★★★★	27年度燃費基準達成	★★★★	27年度燃費基準達成	★★★★★ 又は ★★★★★★	27年度燃費基準達成
	★★★	27年度燃費基準+5%達成	★★★	27年度燃費基準+5%達成	★★★	27年度燃費基準+5%達成

★★★★：「平成17年排ガス規制50%低減」又は「平成30年排ガス規制25%低減」

★★★★★：「平成17年排ガス規制75%低減」又は「平成30年排ガス規制50%低減」

★★★★★★：「平成30年排ガス規制75%低減」

（平成29年度税制改正より「平成30年排ガス規制75%低減」、「平成30年排ガス規制50%低減」及び「平成30年排ガス規制25%低減」を創設）

D バス・トラック3.5t超（ディーゼル車（ハイブリッド車のみ））

軽減率	平成25～26年度		平成27～28年度		平成29～令和元年度	
	排ガス要件	燃費要件	排ガス要件	燃費要件	排ガス要件	燃費要件
45万円	21年排出ガス規制+10%低減適合	27年度燃費基準+10%達成	21年排出ガス規制+10%低減適合	27年度燃費基準+15%達成	21年排出ガス規制+10%低減適合 28年排出ガス規制適合(※)	27年度燃費基準+15%達成
35万円 (27～元年度) 30万円 (25～26年度)	21年排出ガス規制+10%低減適合	27年度燃費基準+5%達成	21年排出ガス規制+10%低減適合	27年度燃費基準+10%達成	21年排出ガス規制+10%低減適合	27年度燃費基準+10%達成
	21年排出ガス規制適合	27年度燃費基準+10%達成	21年排出ガス規制適合	27年度燃費基準+15%達成	28年排出ガス規制適合(※)	
25万円	-	-	21年排出ガス規制+10%低減適合	27年度燃費基準+5%達成	21年排出ガス規制+10%低減適合	27年度燃費基準+5%達成
	-	-	21年排出ガス規制適合	27年度燃費基準+10%達成	28年排出ガス規制適合(※)	
15万円	21年排出ガス規制+10%低減適合	27年度燃費基準達成	21年排出ガス規制+10%低減適合	27年度燃費基準達成	21年排出ガス規制+10%低減適合	27年度燃費基準達成
	21年排出ガス規制適合	27年度燃費基準+5%達成	21年排出ガス規制適合	27年度燃費基準+5%達成	28年排出ガス規制適合(※)	

(※)平成29年度税制改正より創設